

# 電子認証サービス約款

(TOiNX インターネット EDI クライアント認証サービス)

東北インフォメーション・システムズ株式会社(以下「弊社」という)が運営する TOiNX インターネット EDI クライアント認証局(以下「認証局」という)は、認証局が提供する電子認証サービス(以下「本サービス」という)の利用に関し、次の通り電子認証サービス約款(以下「本約款」という)を定めるものとする。

## 第1条 目的

### 1.1 目的

本約款は、認証局が提供し、認証局と契約する企業(以下「契約企業」という)の取引先企業・団体等(以下「利用者」という)が受ける本サービス(証明書申請、証明書発行及び証明書失効に関するサービスを含むが、これらに限定されない)に関する条件を定めるものである。また、契約企業自身も利用者となる場合がある。

### 1.2 適用範囲

契約企業は、認証局に対し契約企業自身ならびに利用者を証明するために本サービスを申し込むものとする。この申し込みにより契約企業ならびに利用者に対し本約款が適用されるものとする。

### 1.3 認証局運用規則

認証局は、書面または電子媒体により認証局の運用規則(以下「認証局運用規則」という)を開示する。認証局に対する契約企業からの証明書発行申し込みにより、契約企業ならびに利用者は認証局運用規則の条件に同意したものとみなされる。

## 第2条 公開鍵証明書

### 2.1 証明書の種類

認証局が発行する証明書とは、「Secure/Master」をクライアント認証に使用するインターネット EDI サービス(以下「インターネット EDI サービス」という)を利用するにあたって、認証局が契約企業からの申請によって発行する電子データであり、証明書の利用者が契約企業あるいはその取引先企業等(証明書の利用者範囲は別途定めるものとする)である事を証明するものである。

### 2.2 証明書のフォーマット

認証局は、X.509 V.3 の形式に実質的に一致した証明書を発行する。証明書は、基本部と標準拡張部によって構成される。証明書の形式の詳細(証明書に記載される拡張部及び情報を含む)は、認証局運用規則に記載する。

## 第3条 申請手続き

### 3.1 利用申請の条件

本サービスの利用申請に先立ち、契約企業と利用者との間でインターネット EDI サービスの利用について合意されているものとする。

また、契約企業ならびに利用者は認証局よりインターネット EDI サービス提供者に対してアクセス制御情報を提供することに同意したものとする。

### 3.2 利用申請

(1) 新規の利用者の申請を行なう場合

契約企業は、新規の利用者の受取確認用の印影がある証明書送付先書式を取りまとめ、申請書を認証局に郵送などで提出する。

- (2) 既存の利用者の更新申請を行なう場合
  - (a) 認証局は、契約企業の利用者を一覧表などにまとめ、契約企業に送付する。
  - (b) 契約企業は、更新の必要性を判断し、更新が必要な利用者を明示した一覧表などを認証局に提出する。
  - (c) 認証局は、これをもって各利用者の更新申請がなされたものとして取扱い、以下新規に利用申請がなされた場合と同様の処理を行なう。

### 3.3 認証手続き（審査）

- (1) 認証局は、認証局運用規則の定めるところにより認証手続きを行なう。
- (2) 認証局は、インターネットEDIサービスに必要な情報を付加し、あるいは申請された情報を加工し、証明書に記載できるものとする。  
ただし、その場合、認証局は必要に応じて申請情報と結び付けが可能な形でコード表などを準備しておくものとする。

## 第4条 証明書発行

### 4.1 証明書発行

- (1) 認証局は第3条記載の審査を通過した申請により証明書を発行する。
- (2) 認証局は、認証局運用規則に定める必要な確認手続きが完了した時点において申請を許可するものとし、証明書を発行する。
- (3) 認証局は認証局運用規則に定める方法にて利用者または契約企業に証明書を送付する。
- (4) 認証局が申請を拒否する場合、認証局は契約企業に対し速やかにこれを通知するものとする。
- (5) 証明書の有効期間は1年とする。（ただし、慣習的な更新期間を60日と設定するため、証明書に記載される有効期間の終了日は、認証局から発行された日より425日後の日付となる。）  
証明書の有効期間は発行時に開始される。これは利用者が証明書を承諾していないために証明書がまだ有効でない場合も同様である。証明書は利用者が承諾した時点をもって有効となる。
- (6) 証明書の発行時点において、認証局は本約款及び認証局運用規則の要件を遵守していること、証明書中の情報が信頼できるものであることを表明する。
- (7) 認証局は原則として証明書を公表しないが、必要に応じてリポジトリに登録することによって証明書を公表することもありうる。

### 4.2 証明書の受領と承諾

- (1) 利用者または契約企業は認証局の認証局運用規則に定める方法にて証明書を受領する。  
契約企業を受領する場合、契約企業の責任において利用者へ証明書を配布する。この場合、利用者の本人性確認などは契約企業が行ない、認証局は責任を負わない。
- (2) 契約企業は、証明書の発行から認証局運用規則に定める期間以内に、証明書の内容を利用者を確認させ、内容に誤りがある場合は直ちに認証局に連絡しなければならない。契約企業からの連絡が無かった場合は、契約企業および利用者が証明書の内容をすべて承諾したものとみなし、証明書の内容について認証局に責任は問えない。
- (3) 利用者の証明書の承諾をもって、証明書は効力を生じるものとする。
- (4) 契約企業は、認証局に対して提示し証明書に表記された情報はすべて正

確であることを表明，保証する。

## 第5条 証明書失効

### 5.1 証明書の失効事由と認証局の失効の権利

認証局は以下に示す事由が発生した時は，認証局運用規則に基づき，証明書を失効させる権限を有す。

- (1) 契約企業あるいは利用者が本約款または認証局運用規則に基づく義務の不履行があった場合
- (2) 契約企業から証明書の失効の要請があった場合
- (3) 契約企業から本約款による契約の解除申し出があった場合
- (4) 認証局の秘密鍵が危殆化された場合，又はその危険性があると認証局が認めた場合
- (5) 利用者の秘密鍵が危殆化された場合，又はその危険性があると認証局が認めた場合
- (6) 証明書が不正使用された場合，又はその危険性があると認証局が認めた場合
- (7) 証明書記載の情報に虚偽があり，又は情報が変更された事を認証局が確認した場合
- (8) 証明書の規格変更がなされた場合
- (9) 契約企業が解散し，又は存続しなくなったことを認証局が確認した場合
- (10) その他，認証局が必要と判断した場合

### 5.2 失効に対する認証局の義務

- (1) 認証局が証明書の失効を行った場合には，証明書失効リスト（CRL）に登録し，その事実を公開する。
- (2) 認証局は証明書を失効させた時は，その事実を契約企業へ通知する。

### 5.3 契約企業による失効要請の権利

契約企業は認証局運用規則に定める手続きに従い，事由の如何を問わず証明書の失効を，認証局に対しいつでも要請する事ができる。

### 5.4 利用者による失効要請の義務

- (1) 利用者は以下の場合には，直ちに証明書の失効要求を契約企業に要請しなければならない。
  - (a) 証明書に記載される利用者の秘密鍵が危殆化された場合
  - (b) 証明書の内容に変更があった場合
  - (c) 証明書の利用者が取引停止等の事由により証明書の利用を停止する場合
  - (d) 証明書を紛失または破損し再発行が必要になった場合
- (2) 上記状況において，利用者が証明書の失効の要請を行わなかった場合，その結果発生したいかなる事態に対しても，認証局は責任を負わない。

### 5.5 契約企業による失効要求の義務

- (1) 契約企業は以下の場合には，直ちに証明書の失効要求をしなければならない。
  - (a) 証明書に記載される利用者の秘密鍵が危殆化された場合
  - (b) 証明書の内容に変更があった場合
  - (c) 証明書の利用者が取引停止等の事由により証明書の利用を停止する場合
  - (d) 証明書を紛失または破損し再発行が必要になった場合
  - (e) 利用者から5.4に掲げる事由により失効要請があった場合
- (2) 上記状況において，契約企業が証明書の失効の要求を行わなかった場合，その結果発生したいかなる事態に対しても，認証局は責任を負わない。
- (3) 契約企業は，利用者に対してこれらの事実を遅滞なく通知しなければならない。

#### 5.6 失効時の契約企業および利用者の義務

利用者は、証明書の失効要求がなされている旨の通知を受けた後は、証明書の使用を停止しなければならない。

契約企業および利用者は、証明書が失効された場合、契約企業あるいは利用者の設備にある当該証明書を除去し、その後の使用を停止しなければならない。また、証明書の複製についても同様に除去しなければならない。

### 第6条 有効期間・期間満了・再発行

#### 6.1 証明書有効期間

証明書の有効期間は1年とする。(ただし、慣習的な更新期間を60日と設定するため、証明書に記載される有効期間の終了日は、認証局から発行された日より425日後の日付となる。)

証明書の有効期間は発行時に開始される。これは利用者が証明書を承諾していないために証明書がまだ有効でない場合も同様である。証明書は利用者が承諾した時点をもって有効となる。

#### 6.2 期間満了時の契約企業あるいは利用者の義務

期間満了の証明書は、当該証明書の使用をただちに停止し、契約企業あるいは利用者の設備にある当該証明書を除去し、その後の使用を停止しなければならない。また、証明書の複製についても同様に除去しなければならない。

#### 6.3 再発行

##### (1) 契約企業あるいは利用者事由による場合

証明書の利用者が紛失などの理由によって証明書の再発行を希望する場合には、契約企業からの依頼により再発行を受け付けるものとする。再発行は、通常の発行の手順に準じて、新規に発行するものとする。

##### (2) 認証局事由による場合

認証局は、証明書の安全が脅かされるような事態が発生していると判断した場合に、契約企業の事前の承諾を得なくても、必要に応じて証明書の規格を変更する権利を有する。

当規格変更の際には、既取得済の証明書は全て失効し、新たな証明書を再発行する。

### 第7条 契約企業および利用者の義務・権利

#### 7.1 正確な証明書申請内容の提示

契約企業および利用者は、証明書申請書の必要事項を記入し、かつ記入された申請内容は契約企業および利用者の現状を正確に表しているものでなければならない。

また、必要に応じて契約企業および利用者の契約を証明するために認証局運用規則に定める一定の文書を提示しなければならない。

#### 7.2 証明書の内容確認とその後の記載事項管理

(1) 契約企業は、証明書の到達から2週間以内に証明書の内容を利用者確認させ、その内容に誤りがある場合は直ちに認証局に連絡しなければならない。

(2) 利用者は、その後も証明書の使用前に確認を行い、記載事項が利用者の現状に合わなくなった場合は、すみやかに契約企業に失効要請を行わなければならない。

- (3) 契約企業は、利用者から失効要請を受けた場合、または記載事項が利用者の現状に合わなくなった場合は直ちに証明書の失効要求をしなければならない。
- (4) 契約企業からの連絡が無かった場合には、契約企業および利用者が証明書の内容を全て承諾したものと扱い、証明書の内容について認証局の責任を問えないものとする。

#### 7.3 利用目的の制限

証明書は、認証局運用規則にもとづいて発行されている。従って利用者はその範囲外の用途に証明書を提示、使用してはならない。

#### 7.4 秘密鍵の管理

契約企業あるいは利用者は、証明書を受領した時点より、証明書および証明書に記載された公開鍵に対する秘密鍵の管理義務を負う。

契約企業あるいは利用者は、証明書に記載された公開鍵に対する秘密鍵の紛失、不正使用、盗用について一切の責任を負う。そのため、秘密鍵使用の際に求められる PIN などの情報を利用者本人以外に知られないよう十分に管理しなければならない。

契約企業あるいは利用者は、以下に定める事由が発生したときは、直ちにその旨を認証局に報告し、当該秘密鍵または証明書の利用を止めなければならない。

- (1) 秘密鍵の紛失、破損、詐取、横領、不正使用等を知った場合
- (2) 証明書の記載事項が事実と異なることを発見した場合
- (3) 証明書の記載事項に変動が生じた場合

#### 7.5 契約企業および利用者による認証局に対する補償

契約企業および利用者は、証明書の使用又は証明書に関して認証局が提供する本サービスから生じるあらゆる債務、損失、費用、経費、損害および申立(合理的な弁護士費用を含む)で、かつ以下の事項によって生じるものにつき、認証局を補償し、これに被害を蒙らせないようにする。

- (1) 証明書の使用又は申請について契約企業および利用者が不正表示、不作為又は虚偽の事実を述べること
- (2) 証明書の内容について、契約企業および利用者が修正を行うこと
- (3) 契約企業および利用者が本契約、認証局運用規則および適用法に許可される以外に証明書を使用すること
- (4) 契約企業および利用者が、証明書の公開鍵に対応する秘密鍵の喪失、開示、危殆化又は許可のない使用を防ぐための必要な予防策をとらないこと
- (5) 契約企業および利用者が証明書の失効の要請またはリポジットリからの証明書の非登録化を要請しないこと
- (6) 契約企業および利用者による本契約および認証局運用規則上のその他の違反があること

### 第8条 認証局の義務・権利

#### 8.1 損害賠償責任と免責事項

下記の場合においては、認証局は契約企業および利用者に対して一切の賠償義務を負わないこととする。ただし、認証局に故意または重過失があった場合を除く。

- (1) 認証局が業務を適正に遂行していた場合
- (2) 契約企業ならびに利用者の故意、過失または違法行為に起因して損害が発生した場合
- (3) 契約企業ならびに利用者の当約款または認証局運用規則違反に起因して損害

が発生した場合

- (4) 次に掲げる認証局の支配を超えた事由に起因して損害が発生した場合
  - (a) 地震、噴火、津波、台風、などの自然災害に起因して損害が発生した場合
  - (b) 戦争、暴動、変乱、争乱、労働争議に起因して損害が発生した場合
  - (c) 放射性物質、爆発性物質、環境汚染物質に起因して損害が発生した場合
  - (d) その他の認証局の支配を超えた事由に起因して損害が発生した場合
- (5) 次に掲げるやむを得ない事由によりサービス中断または終了に起因し損害が発生した場合。なおこの場合、認証局は予告なくサービスの中断または終了ができるものとする。
  - (a) 火災・停電・不正アクセス等の事故によりサービス中断がやむを得ない場合。
  - (b) 保守・運用上の点検整備またはセキュリティ管理上中断がやむを得ない場合。
  - (c) 契約企業の債務不履行により当該契約企業にサービス提供を中断または終了する場合。
  - (d) システム構成機器の重大な故障やその他システムに関する重大な障害が発生し、サービスを継続する事により被害が拡大するおそれがある場合のサービスの中断または終了。
  - (e) 認証局の秘密鍵情報の漏洩、偽造または変造など本認証サービスのシステム全体等に重大な障害をあたえる可能性がある事由が発生した場合のサービスの中断または終了。

## 8.2 記録の保存

認証局は、証明書発行機関として必要となる詳細な記録を、改ざん防止できる適切な方法を講じて、保存するものとする。保存対象および保存期間については、認証局運用規則に定めるものとする。

## 8.3 秘密情報の管理

認証局は契約企業の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た契約企業および利用者固有の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。

前記の規定にかかわらず、次の各号に定める情報については、秘密情報とはみなされないものとする。

- (1) 証明書、CRLその他のリポジトリに含まれるべき情報
- (2) 契約企業から認証局に開示された時点で、認証局がすでに保有している情報又は公知の情報
- (3) 契約企業から認証局に開示された後認証局の責によらずして公知となった情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 認証局が開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (6) 認証局が第三者に対して、秘密保持義務を課すことなく開示した情報

## 8.4 公的機関等への情報の開示

認証局は、捜査機関、裁判所、監督官庁その他の公的機関等(以下、公的機関等という)から捜査、監査、検査又は照会(以下、捜査等という)があった場合については、当該捜査について公的機関等が正当な権利及び目的を有している場合に限り、当該公的機関等に対して、契約企業および利用者の秘密情報を、秘密情報である旨を示した上で開示できることとする。

## 8.5 約款変更権限

- (1) 認証局は、契約企業および利用者の事前の承諾を得なくとも、正当な理由がある場合には、本約款を改定できるものとし、契約企業および利用者はあらかじめこれを承諾するものとする。

- (2) 認証局は、前項の規定に基づき本約款の改定を行う場合、契約企業に対して電子メールなどの手段により、その改訂内容および有効となる時期を、通知するものとする。

#### 8.6 知的財産権

認証局が契約企業および利用者に対して貸与するソフトウェア、ハードウェア及びその他文書等(認証局運用規則、マニュアルを含む)の知的財産権は特にこれを明示したものを除き認証局または日本ペリサイン株式会社に帰属する。

ただし、契約企業が、認証局の了承を得た上で、自らのセキュリティポリシーを作成する際に、当該文書等を参考または引用することができる。

### 第9条 雑則

#### 9.1 通知

認証局から利用者への通知方法は、直接または契約企業を経由して、書面、郵送、電子メール等、認証局が適切と判断した方法により行う。

#### 9.2 譲渡の禁止

いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意を得ることなく、本契約を譲渡、売却又は移転(合併、吸収合併、新設合併又は組織変更による移転を含む)する事はできない。書面による同意を取得することなく企図された本サービスの契約譲渡は無効とし、効力を有しないものとする。

#### 9.3 輸出規制の遵守

本サービスに関連して用いられる一定のソフトウェアの輸出及び技術情報の提供は、日本又は他の国の輸出規制に関する法律、規制、又は命令等による規制の対象になる。本電子認証サービスの契約企業あるいは利用者は、日本又は適用ある各国の輸出法規を遵守し、直接的にも間接的にも、必要となる輸出許可又はその他の政府承認を取得することなく、いかなるソフトウェア又は技術情報の全部又は一部を第三国に輸出、再輸出、又は提供してはならないものとする。

#### 9.4 準拠法

本約款は日本国内法及び規制に基づき解釈されるものとする。

#### 9.5 管轄裁判所

本約款に関するあらゆる紛争を法廷にて解決を図る場合は、仙台地方裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とする。

#### 9.6 契約の更新・終了

##### (1) 契約期間

本契約は、個々の証明書の有効期限に関わらず新規発行申請の日より、次の9月30日まで有効とする。ただし、8月1日以降に申請した場合、翌年の9月30日まで有効とする。

##### (2) 契約の更新

期間満了までに、認証局に対して契約企業から証明書の更新申請があった場合には、これにより更に1年間の契約期間の延長について申請がなされたものとする。契約企業から速やかに書面による契約更新の申込がなされない場合、期間満了をもって契約は解約されるものとする。

##### (3) 解約の申出

認証局は、契約企業から書面により認証局との契約の解除の申出があった場合には、これに応じなければならない。この場合、認証局は契約企業に対し、別記に定めた算定基準に従って利用料を精算するものとする。

##### (4) 解除権

契約企業について以下に定める事由が発生した時、認証局は何ら催告をすることなく契約企業との契約を解除することが出来る。

- ( a ) 支払い停止の状態に陥るか、破産、会社整理、特別生産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- ( b ) 廃業、法人の解散（吸収合併を含む）があったとき。
- ( c ) 契約企業が、本約款に違反したとき。

## 9 . 7 料金

本サービスの料金に関する定めは別記に記述する。

## 第10条 定義

### 鍵ペア (Key pair)

公開鍵暗号システムにおける公開鍵及びそれに対応する秘密鍵。

### 危殆化 (Compromise)

秘密鍵や関連機密情報等が、盗難や漏洩、第三者による解読等によってその機密性を失ったか、あるいはその可能性があること。

### 公開鍵 (public Key)

公開鍵暗号システムにおける鍵ペアの内の一つで、それに対応する秘密鍵を持つ署名者から公開され、デジタル署名を検証するために使用される鍵をいう。

### 公開鍵暗号システム(Public Key Cryptosystem)

関連した2つの鍵（公開鍵と秘密鍵）を使用する非対称暗号法式（asymmetric cryptographic algorithm）の一つであり、一方の鍵（公開鍵）で暗号化したデータは他方の鍵（秘密鍵）でのみ復号化できるようになっているシステム。2つの鍵は、公開鍵が与えられても、秘密鍵を導き出す事が計算上不可能な特性を持つ。

### 失効リスト (Authority Revocation List = ARL)

認証局証明書等を失効した際に作成されるリスト。

### 失効リスト (Certificate Revocation List = CRL)

EE 証明書を失効した際に作成されるリスト。通常認証局によるデジタル署名が付される。

### 証明書 (Certificate)

電子認証サービス約款に基づいて認証局が利用者に対して発行する証明書をいう。

認証対象者の識別情報と公開鍵とが対応していることを証明するデジタル文書。認証対象者の識別情報、その公開鍵、鍵の利用目的・範囲、発行認証局名などを含む一連の情報に、認証局のデジタル署名を付加したもの。従って、厳密には公開鍵証明書であるが、本約款では曖昧さがない限り単に証明書という。

### 証明書の失効 (Certificate Revocation)

証明書の有効期間内に、秘密鍵が危殆化した場合、あるいは氏名等の重要な属性情報に変更が生じた場合に証明書を無効にする行為。

### 証明書の発行 (Certificate Issuance)

証明書を生成し、契約企業あるいは利用者に対し、その内容を通知する行為。

### 証明書ポリシー (Certificate Policy)

認証局のサービス・運用等に関する方針や規定、基準。

### デジタル署名 (Digital Signature)

署名対象データのハッシュ値（データを数学的な操作によって一定の長さ）に縮小させたもの。ハッシュ値から元のデータは再現不可能）に対して、秘密鍵で暗号化したもの。デジタル署名の検証は、デジタル署名を公開鍵で復号化



した値との元のデータのハッシュ値とを照合することで可能。デジタル署名は、当該秘密鍵の保有者のみが生成できることから文字による署名と同等の効果が推定される。

**認証 (Certification)**

個人、法人、装置等を対象として、証明書を作成するプロセス。

**認証局 (Certification Authority = CA)**

証明書の発行、開示、失効もしくは一時失効等のサービスを行なう信頼された個人または法人（その組織の一部を指す場合を含む）。

**認証局運用規則 (Certification Practice Statement = CPS)**

証明書ポリシーに基づいて、認証の実施における手続き、遵守事項などを文書化したもの。利用者等の認証局の外部者に開示されるもの。

**秘密鍵 (private Key)**

公開鍵暗号システムにおける鍵ペアの内の一つで、他人には知られないように秘密にしておき、デジタル署名を作成するために使用される鍵をいう。

**有効期間**

認証局が証明書を発行する日時(又は証明書に記載される場合には、その後の日時)に開始され、これが満了又は早期に失効する日時に終了する期間をいう。

以 上